平成２７年（フ）第７０号
秋田市大住２丁目20番17号　県営大野住宅17―303号
債務者　平川美穂子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２号
秋田県潟上市天王字ハラへ97番地　ハラへ団地６号
債務者　上野　淳子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８号
長野県安曇野市豊科3010番地
債務者　熊井　敏江
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７１号
三重県四日市市大字羽津戊711番地１
債務者　伊藤美和子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
三重県三重郡菰野町大字宿野1648番地26　石垣方、住民票上の住所兵庫県神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―1404号
債務者　川辺　明美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１３１９号
京都市南区吉祥院高畑町１番地　サニークレスト祥山203号
債務者　松尾有利子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
京都市右京区西院西高田町13番地１　メゾン・ド・パルファン309号
債務者　中嶋明日香
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
京都市山科区勧修寺福岡町369番地　ハイツ西井201
債務者　神藤喜代子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３００号
京都市伏見区舞台町35番地２　ディオ・フェルティ丹波橋右芳館507号
債務者　柳　　政夫
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―1117号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1039号
債務者　赤石　絵美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５７号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目60番地　ＭＴハイツ102、前住所兵庫県尼崎市下坂部３丁目18番３―1001号
債務者　北　　光男
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５８号
兵庫県西宮市今津曙町13番21―501号、前住所兵庫県西宮市津門住江町８番16―617号
債務者　望月　敏宏
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８５号
奈良県葛城市八川209番地１　八川住宅４号
債務者　澤下　義紘
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
奈良県香芝市良福寺700番地５　良福寺ハイツ101号、前住所奈良県香芝市鎌田357番地１シャトーフクダ２号館305号
債務者　坂口　輝雄
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2065番地23、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1145番地１
債務者　北本　良二
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第３５号
鳥取県米子市両三柳1895番地
債務者　今井　　洋
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで　鳥取地方裁判所米子支部